

平成24年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会議事録

- 1 日 時：平成25年2月8日（金）
11時15分～12時00分
- 2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥
- 3 出席者：（委員） 立本会長、寺嶋委員、羽染委員、杉田委員、三澤委員
（事務局） 青葉資源循環部長、石川産業廃棄物指導課長、
岩館課長補佐、塚原係長、石渡技師、關主事
（申請者） 株式会社ティーワン 韋取締役他3人
- 4 議題
 - （1） 会長選出
 - （2） 産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について（諮問）
 - （3） その他
- 5 議事概要
 - （1） 会長の選出
委員の互選により、立本委員が会長に選任された。また、会長代理者に、寺嶋委員が指名された。
 - （2） 産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について（諮問）
事業概要の説明を行い、審議は継続となった。
 - （3） その他
特になし。

6 会議経過

事務局 定刻となりましたので、ただいまより、平成24年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、産業廃棄物指導課処理業係長の塚原です。宜しくお願いたします。恐れ入りますが着席して説明させていただきます。会議にあたりまして、資源循環部長の青葉よりごあいさつ申し上げます。

青葉部長 資源循環部の青葉です。どうぞよろしくお願いたします。本日はお忙しい中、また、遠方より当審議会にご参加いただき、

厚く御礼申し上げます。また、早朝より寒い中現地視察御苦勞さまでした。本日も審議いただくのは、株式会社ティーワンの安定型最終処分場の拡大についてです。今回、最終処分場の設置計画につきまして、専門の立場から、生活環境の保全について、適正な配慮がなされているか否かにつきまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。開会に当たりまして簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

本日の会議につきましては、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第5条第2項に「審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定があります。本日は6名中、5名の委員の方の出席をいただいておりますので、当会議は成立しております。なお、千葉大学教育学部教授畑中恒夫委員より本日は都合により欠席させていただくと連絡を受けています。また寺嶋委員に関しましては、本日急用のため途中退席するとご連絡を受けておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

次に、本日は、2年ぶりの、委員改選後初めての会議であり、また、私ども事務局職員も変わっております。このため、議事に入る前に自己紹介から入らせていただきます。

[委員及び事務局を紹介]

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。

[資料の確認]

続いて会議の公開ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定で、審議会につきましては、原則、公開とされておりますので、本会議も公開いたします。また、議事録についても、公開としたいと思いますのでご了承いただきたいと存じます。

これより議事に入るわけですが、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第5条第1項では、「審議会は会長がその議長となる。」とされております。会長が決まるまでの間、石川産業廃棄物指導課長に議事の進行をお願いしたいと思います。

事務局 会長が決まるまで議事の進行を務めさせていただきます。会長選出でございますが、千葉県廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第4条第2項で「会長は委員の互選により定める。」と規定がありますが、いかがいたしましょうか。

三澤委員 前回に引き続き立本委員に是非会長をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

事務局 それでは、会長につきまして立本委員をお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。立本委員、会長席への移動をお願いいたします。それでは、立本会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

立本会長 ただいまご指名いただきました立本でございます。前回より引き続き会長の職を務めさせていただきたいと思えます。皆さんと協力してよりよい最終処分場になるように微力ながら努力をしたいと思えます。宜しく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、千葉県廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第4条第4項に「会長の職務を代理する委員を、あらかじめ会長が指名する」とありますので、会長よりご指名をお願いしたいと思います。

立本会長 前回と同様に寺嶋委員をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、会長代理につきまして寺嶋委員をお願いしたいと思います。私の任はこれで終わりとさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 では、立本会長よろしくお願ひします。

立本会長 それでは、議事を始めたいと思えますが、最初に今日現場を見ていただきました。時間に関し先ほど事務局より説明があった通り差し迫っているため、要領よく概要の説明をお願いいた

します。

事務局

この産業廃棄物最終処分場は、株式会社ティーワンが設置する安定型最終処分場の変更許可申請に関するものでございます。事業者より申請書が提出されましたので、廃棄物処理法第15条第4項の規定に基づき、告示・縦覧を行い、生活環境の保全上の見地からの意見書が利害関係者より提出されております。本件の許可にあたりまして、廃棄物処理法第15条の2第3項の規定により、生活環境の保全に関する事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないとされておりますので、今回、審議会にお諮りするものでございます。

ここで、千葉市長より本審議会に対し、本件についての諮問をさせていただきたいと思っております。青葉資源循環部長より諮問書を立本会長にお渡ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

千葉市廃棄物処理施設設置等審議会会長様、千葉市長熊谷俊人、株式会社ティーワンの産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について（諮問）、このことについて、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第2条第1項の規定に基づき諮問します。よろしくお願い致します。

事務局

諮問書の写しを各委員の皆様には配らせていただきます。

事務局

先ほど立本会長より審査案件の概要について簡潔にと伺いましたので引き続き私の方から説明をさせていただきます。資料1に基づき説明させていただきます。まず、審査案件の概要でございますが、既に申請書の写しを資料として送付させていただいておりますので簡単にご説明いたします。申請者は、株式会社ティーワン、設置場所は、若葉区小間子町6-44番他14筆でございます。拡大部分の処分場の概要ですが、埋立面積が1万9,063平方メートル、埋立廃棄物量が15万5,667立方メートル、覆土量が5万31立方メートル、埋立量は合計20万5,698立方メートルでございます。埋立てる産業廃棄物は、安定5品目と呼ばれるもので、埋立方式はサンドイッチ工法、観測井戸は浸透水用2か所、地下水用3か所設置

いたします。

次のページをお願いします。変更許可申請に至る経緯について説明いたします。昭和61年12月に株式会社大宝化研工業が当時の所管だった千葉県の指導要綱に基づく事前協議を行い、翌年1月に最終処分場の設置届出書が受理されております。当時は許可対象施設ではありませんでした。昭和63年に千葉市が保健所設置政令市になったことにより所管が移りまして、平成9年ごろ事業計画が再開され、施設設置を行い、平成13年7月に使用前検査を受けております。その後、同年10月に処分業の許可を取得して埋立を開始し、平成20年4月に埋立処分終了届出書が提出されております。平成23年10月から平成24年7月にかけて譲受け及び拡大の事前協議を行いました。平成24年10月に譲受けの許可申請書が提出され、同年11月に譲受け許可証を交付いたしました。その後、今回の拡大の変更許可申請書を受理し、平成24年11月29日から12月28日の30日間、変更許可申請書を縦覧いたしました。

続いて資料2をご覧ください。利害関係を有する者、20人の方々から意見書が提出されております。提出された意見書の内容について説明します。内容ごとに集計いたしますと最も多かったのが、地下水汚染の懸念が20件、続いて、土壤汚染が心配が18件、搬入経路上の安全確保などが12件となっております。その他、騒音・振動や大気汚染・悪臭についても、発生がないかどうかの意見が寄せられております。なお、関係地域として八街市が含まれますので、八街市に意見照会したところ、意見はありませんとの回答を受けております。以上が概要になります。

続きまして事業計画についてご説明させていただきます。事業計画につきましては申請者が出席しておりますので申請者の方に説明させてよろしいでしょうか。

立本会長 はい。お願いします。

立本会長 それでは、事業計画について簡単にご説明をお願いします。

申請者 [申請者等を紹介]

本日は寒い中現地調査にお越しいただきありがとうございます。それでは、概要について説明いたします。増設部分の全体面積が約2万3,610㎡、内埋立区域面積として1万9,063㎡を予定しております。深さは15mで5m毎に1mのステップを設けます。また、砂質土であるため、基準に基づき法面は45度勾配とします。設備ですが、展開検査場、洗車場、管理棟を予定しております。また、通路幅は6～7mを予定しています。周囲には塀を設け、1.8mの波板鉄板を予定しております。ただし、風の影響を受けるため、10m毎に1mのネットフェンスを設けます。地下水の流向については、現地調査の集合場所から既設処分場方向に流れています。これは、新設を含めた観測井5か所に水位計を入れて確認しております。

続いて排水についてです。まず、生活排水についてですが、トイレについては仮設トイレを設置し汲み取り式とするため、汚物等は排出されません。他には、管理棟に飲料水を置くくらいですので、生活雑排水は排出しません。雨水排水については、埋立地周囲にU字溝を設けて、既設の雨水管を經由しまして、浸透枴にて浸透させます。また、砂質土であり透水性が高いので、水は溜まらないと思われれます。土質については、関東ロームであり、特徴として、先ほど申したとおり透水係数が高く山砂に近い性質です。現状では安定した状態を維持しております。

続いて残土についてですが、掘削によって約19万1,000㎡の残土が生じます。そのうち、中間・最終覆土等に約6万1,000㎡利用する予定であり、隣接する土地の地主から了解をとり仮置きさせていただきます。約13万㎡については場外搬出になりますが、付近の農家から畑の凸凹を直したいとの要請があるので、残土条例に基づく手続きの後に敷きたいと考えております。残りについては、処分若しくは工事業者への売却を考えております。

処分する産業廃棄物の種類ですが、安定5品目である廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、ゴムくずです。この中には、非飛散性アスベストも含んでおります。非飛散性アスベストについては、埋立場所を決めて規定に基づき処分したいと思います。概要については以上です。

立本会長 ありがとうございます。それでは、先ほど行った現地調査及び書類の内容についてご質問等ありましたらお願いします。

羽染委員 2点ほどお伺いします。1点目は、埋立てる産業廃棄物の種類は安定5品目とのことでしたが、搬入する廃棄物の受入れ先は決まっているのかということと、事業所から直接搬入されることはあり得るのか又は中間処理された後の処理物が搬入されるのかご説明いただきたいと思います。2点目は、展開検査場の構造についてです。鉄板を敷いたり、建屋を設ける等処分場によって様々かと思いますが、どのような構造になっているかご説明をお願いします。

申請者 排出者との契約はこれからとなりますが、具体的には県内の中間処理業者を予定しております。展開検査場の構造ですが、土間コンクリートを15cm程度敷きまして、そこで作業を行いたいと思います。

羽染委員 確認ですが、搬入される廃棄物は県内の中間処理施設で処理を受けたものが搬入されるということによろしいでしょうか。

申請者 契約はこれからですが、基本的にはそのように考えております。

羽染委員 それから、展開検査場ですがコンクリートの土間を打つということは、コンクリート面ができ上がると思いますが、そこに展開すると風が強いときに飛散することが予想されますが、周囲の囲いは10m毎にネットフェンスを設けるとのことでしたが。

申請者 周りを波板鉄板で覆いますが、風が抜けるようネットフェンスを設置します。飛散については、観測井とは違う井戸で公害防止条例に該当しない直径1インチ以下のものを設置し散水します。ただ、基本的には風の強い日には作業は行いません。ビューポートの5.5mというのはあくまでも砂なので、今回の問題というのは、プラスチック等の軽量の廃棄物関係の飛散だと思いますので、散水や囲い又は飛散防止柵の設置など個別に

できる対策は考えております。

羽染委員 土間にあけて展開検査を見たことがありますが、丁度見ているときに強い風が吹いてプラスチックが散り、それを従業員がかき集めている様子が見受けられるので、そのようなときにどのように対処するのかということ、言葉では搬入を止めるとのことでしたが、搬入してきて展開検査をしているときに風が吹いてくるということは自然現象として十分あり得るので、十分考慮して行って下さい。

申請者 その場合は、展開を保留するしかないでしょうね。十分留意します。

羽染委員 展開検査場にテント等を設置することは考えていませんか。

申請者 風避けに周りを覆うようなことは行いたいと思います。

立本会長 今回の質問に関連して、石綿を含む廃棄物については特に注意をしていただきたい。

申請者 含有物については場所を決め、1回毎に覆土し踏み固めます。

三澤委員 搬入されるものの形状はどうなっていますか。今のお話だと、風が吹くとプラスチック状の破片が飛ぶということでしたが、実態としてはどういうものが搬入されるのでしょうか。

申請者 ケースバイケースですが、イメージとしては前の状況が分かるような形状の安定5品目です。契約時点で、展開検査で目視確認できるような15cm以下のものとするのを契約条項に入りたいと思います。

三澤委員 ちょっと認識が違っていたのですが、基本的に中間処理された砂状のものが搬入されてくると思っていましたので、風が吹けば砂塵が飛ぶということで、ここ1週間くらい中国からの砂塵が問題になっていますが、それは中国に限った話ではなく、ここ日本でも環境基準は満たしていますが必ずしも油断できる

状況ではありません。何かあればSPMが環境基準を上回りますので、そういう時の対策をお願いしたいです。とりわけ乾燥しているときには砂塵が舞い上がりまして、それが浮遊物質の濃度を高くする原因となることが予想されますので、搬入するところの飛散だけではなく、埋立てている広域のところの緊急的な散水などの対策をお聞きしたかったです。

事務局 通常 of 搬入では、砂状のものでは安定5品目か判断できないですし、大きいものでは空隙が空いてしまうので、中間処理された15cm程度の大きさのものでお願いしていますし、そのような基準もあります。

立本会長 搬入物の確認は、どのような頻度で行いますか。

申請者 搬入物については全車両展開検査を行います。処分場を運営している立場としますと、安定5品目以外の廃棄物が入ってしまうと、すぐに水質の測定結果に現れますし、場合によっては行政から搬入停止命令が掛けられてしまいます。これは我々にとって大変不利益になりますので、そのようなことがないように注意していきたいです。

杉田委員 地下水について伺いたいのですが、観測井についてはすでに設置してあるのでしょうか。N0.1の測定結果が出ているようですが、データについてはNo.2はありますか。

申請者 N0.1及びNo.2でボーリング調査をしまして、ボーリング孔を転用するかたちで観測井を設置しています。最も上流側では既存の処分場にN0.3があり、その3本で管理したいと思えます。

杉田委員 これ以上観測井を増やす予定はありますか。

申請者 水の流向がそのようになっていますので、その予定はありません。

杉田委員 上流側で増やしてもあまり意味がないので、できれば下流側

に既存の井戸があればそれも使って測定された方がいいように思います。

申請者 既設の処分場に観測井がさらに2本ありますので、そちらでも確認できます。

杉田委員 水質の測定項目はどのようになっていますか。

申請者 廃棄物処理法の共同命令に基づく項目と千葉市の指導要綱に基づく項目について測定します。指導要綱では地下水について50項目、共同命令では地下水について23項目、浸透櫛についてはプラスアルファでBOD、CODを測定することとなっており、それを満たすよう計画しています。

杉田委員 測定結果は既に出ていますか。

申請者 生活環境影響調査書の83頁、85頁にNo. 1とNo. 2の結果を載せています。87頁以降に周辺民家の井戸から測定した結果を載せています。

三澤委員 地域住民からの意見書を見ますと、井戸水の汚染を心配されている方が多いようですが、何か対策等は考えていますか。例えば、定期的に各お宅の水質を検査するような、住民に対する安心を担保するような方法はお考えですか。

申請者 基本的に安定5品目を埋立てる限りは地下水への汚染はないはずですが、日々の作業については2か所の浸透櫛で観測します。また、定期的に観測井のデータについてホームページを立上げて逐一開示したいと思います。もちろん、農家の方から個別に要請があれば水の検査をさせていただきます。

杉田委員 地下水ですのでBOD、CODが検出されることはないのでしょうか。

申請者 BOD、CODについては、廃棄物に接触した水を測定する浸透櫛で監視します。

立本会長 よろしいでしょうか。今日は現場を見ていただいて、それを主体に概要の説明をしていただきました。実際にはまだ、問題点があるかと思いますが、それは次回にさせていただきたいと思います。もし、今日の資料や現場を見ていただいて問題点等お気づきの点がありましたら、FAXやEメール等で事務局にお知らせ願います。

事務局 意見を書いていただく様式をお配りいたします。また、メールでもお送りいたしますので、出来たら2週間ほどでご意見をいただき、回答を次回ご報告させていただきたいと思います。なお、次回は1ヶ月後くらいを予定しておりますので、これから皆様のご都合をお伺いいたして決めたいと思います。出来れば3月の中旬から下旬の間に開催したいと思います。

立本会長 事務局からは、他には何かありますか。

事務局 特にございません。

立本会長 今日は、現場を見るのが主でありまして、審議につきましては時間が参りましたのでこれくらいにしまして、内容等詳細は次回進めたいと思います。

事務局 委員の皆様、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。以上で、平成24年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を終了させていただきます。本日の会議の議事録は、公開する予定ですので、後日、議事録案を送付させていただき、委員の皆様を確認をお願いいたします。

立本会長 議事録についてはどのような形で公開しますか。

事務局 他の審議会と同様委員の名前を入れて公開したいと思います。

立本会長 了解しました。

事務局 本日はご苦勞様でした。